

令和 7 年 4 月要綱改正の変更ポイント

○ 対象となる機器区分の調整

令和6年 6 月 28 日 厚生労働省よりリリースの「ロボット技術の介護利用における重点分野」の 9 分野 16 項目を補助率 2/3 の区分としました。

これに合わせ ICT の定義も見直しをしました。

○ 先駆的事業の導入簡易化

国その他の公的機関により、生産性向上に資するものとして示された、カタログ等に掲載された機器を導入する場合は、事業者連絡協議会の意見聴取を経ず、先駆的事業として認めるものとしました。

(既に一定の効果が検証されており、あとは当市内の事業所で効果が上がるかにより横展開対象とするかどうかを確認すればいいため)

○ 類似機器の横展開採用

既に先駆的事業として効果実証済みの機器と類似の機能を持つ、他メーカーの機器については先駆的事業とはせず、横展開事業の対象とすることを Q&A で明確にしました。(類似であるかどうかは個別に判断します)

○ 市内事業所への情報展開

補助を受けられた場合、事業所懇談会の場など、各事業所の集まる機会または市の求めに応じ、導入した機器による効果を積極的に情報共有いただくよう、要綱に定めました(第 8 条第 3 項)。

良い点はもちろん、「こうすればもっとよかった」といった反省点も十分参考になりますので、お互いの経験をより一層の業務向上につなげてください。